

# FASB の動向 (2011年2月～2011年4月)

研究員 よしおか とおる  
吉岡 亨

## FASB、ヘッジ会計に関する意見を募集するディスカッション・ペーパーを公表 (2011年2月)

2011年2月9日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2010年12月に国際会計基準審議会 (IASB) から公表された公開草案「ヘッジ会計」の提案について意見を募集するディスカッション・ペーパー (以下「DP」という。) を公表した。

FASB は、2010年5月に、会計基準更新書 (ASU) 案 (公開草案) 「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」を公表し、金融商品の会計基準を包括的に改善し、単純化するための改訂 (FASB による会計基準のコード化体系™ (FASB-ASC) Topic 825 「金融商品」及び Topic 815 「デリバティブ及びヘッジ」の改訂) を提案している。ヘッジ会計についても、その ASU 案のなかで、定量的な評価からより定性的な評価を重視したヘッジ要件に置き換えるなど、一定の見直しを提案している。

一方、IASB のヘッジ会計に関する公開草案は、金融商品会計の置換えプロジェクトの一環として公表されたものである。現行のヘッジ会計の不整合と欠陥に対処し、企業のリスク管理活動とより整合させたヘッジ会計のモデルを提案するものとなっている。

この IASB による提案は、FASB の ASU 案で提案した改訂内容とは大きく異なっていることから、本 DP は、IASB の提案が、米国会計基準のヘッジ会計に関する規定を変更する際により適切な出発点となるかどうか、自らの市場関係者からの意見を募集し、検討することを目的に公表されたものである。

本 DP には、IASB から公表された公開草案の要旨と、米国会計基準との対比表が含まれており、IASB の公開草案における提案について、リスク管理、ヘッジ手段、ヘッジ対象、有効性評価、表示及び開示などについて、それぞれ質問が設定されている。なお、IASB の公開草案自体も付録として添付されている。

FASB は、FASB の ASU 案に対して寄せられたコメントに加え、本 DP に寄せられるコメントも踏まえ、2011年第2四半期に、IASB のヘッジ会計に関する議論に参加する予定としている。コメント期限は4月25日とされていた。

本 DP の詳細は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FAF、SECによる米国会計基準の2011年版財務報告タクソノミーの承認を 発表（2011年3月）

2011年3月1日、米国財務会計財団（FAF）は、米国会計基準の2011年版財務報告タクソノミーを米国証券取引委員会（SEC）が承認したことを発表した。FAFは、SEC登録企業に適用されるこのタクソノミーについて、FASBによる会計基準の設定やコード化とそれに関連したプロセスをより統合させることを目的として、その継続的な開発と維持管理の役割を担っている。

2011年版財務報告タクソノミーでは、これまでに公表された会計基準更新書（ASU）の内容が取り込まれ、また、現行の実務において共通して見られる報告形式をタクソノミーに追加するなど、従前からSEC登録企業によって使用されてきたタクソノミーに対する改善も含まれている。

この2011年版財務報告タクソノミーは、FASBのウェブサイトでご覧できる。

## FAF、非公開企業についての基準設定に対処する計画の概略を示す（2011年3月）

2011年3月4日、FAFは、非公開企業についての会計基準の設定という重要なテーマを扱う評議員会ワーキンググループ（Trustee Working Group）の設置を発表した。FAFは、このテーマに優先的に取り組んでおり、このワーキンググループの設置は、その重要な進展を示すものとされている。

FAFでは、この非公開企業の会計基準に関する問題を検討するためのプロセスにおける最初のフェーズとして、2009年12月に、米国公認会計士協会（AICPA）や全米州政府会計審議会協議会（NASBA）と共同で、非公開企業の基準設定に関するブルー・リボン・パネルを設置した。当該パネルは、2011年1月にFAFの評議員会に対して報告書を発行し、その作業

を完了している。

今回のワーキンググループの設置は、FASBによる非公開企業や非営利セクターの会計基準の設定に関する取組みの妥当性と有効性を検討するための次のフェーズとして位置づけられるものである。

このワーキンググループは、円卓会議や調査、助言団体や関係者団体との会議など、さまざまな方法で、関係者に対するアウトリーチを行うことを予定している。FAFの評議員会は、この問題の範囲と対処すべき懸念についてのインプットを得たうえで、ブルー・リボン・パネルからの提案も含めた、非公開企業の基準設定に関する改善提案についての意見を関係者から求める予定とされている。

## FASB、ASU第2011-02号を公表（2011年4月）

2011年4月5日、FASBは、会計基準更新書第2011-02号「債務の再編が問題の生じた債務の再編に該当するかどうかの債権者の決定」を

公表した。FASB-ASC Topic 310「債権」を改訂し、債権者による債務の再編が、どのような場合に問題の生じた債務の再編（以下「TDR」

という。)に該当するかを明確化している。2010年10月に公表したASU案(公開草案)に寄せられたコメントを受け、一部提案の修正を行ったうえで公表されている。

Topic 310「債権」では、債務の再編がTDRに該当するかどうかの評価に際して、債権者に次の状況がともに存在するかどうかを個別に評価することが求められている。

- ① 債務の再編が、債権者から債務者への譲歩(concession)にあたるかどうか
- ② 債務者が財務的に困難な状況にあるかどうか

本ASUは、昨今の景気低迷を受け、貸付金に関する条件変更などが増加していることを背景に、上記の2つの評価に関連する指針を明確化し、債務の再編がTDRに該当するかどうかについての実務のばらつきに関する懸念に対処することを目的としている。

上記①に関する指針について、以下の明確化を行っている。

- 債務者が、条件変更等の再編を行った債務と類似のリスク特性を有する債務を市場金利で調達できない場合、当該再編は、市場金利以下でなされたものと考えられ、債務者への譲歩にあたることを示唆する場合がある。
- 再編の結果、契約上の金利が一時的又は永続的に高くなる場合であっても、そのことにより、当該再編が譲歩にあたるということが妨げられることはない(そのような場合でも、類似のリスク特性を持つ新たな債務の市場金利を下回っている可能性もあるため)。
- 重要でない支払期限の延期のみを生じさせる再編は、譲歩にはあたらない。ただし、債権

者は、その重要性を評価する際に、さまざまな要因を検討しなければならない。

また、上記②に関する指針について、以下の明確化を行っている。

- 債務不履行に至っていない債務者であっても、債務者が財務的に困難な状況にあると結論付けられる場合があり得る。債権者は、予見可能な将来(foreseeable future)において、債務者の債務不履行が生じる可能性が高い(probable)かどうか評価する必要がある。

なお、本ASUでは、債務の再編がTDRに該当するかの評価に際して、Subtopic 470-60「債務—問題の生じた債務の再編」で債務者側の判断に際して定められている再編前後の実効金利を比較するテストを、債権者側が用いることはできないことも明確化している。

本ASUは、公開企業については、2011年6月15日以降に開始する最初の四半期又は年次報告期間から適用され、適用した年次報告期間の期首以降に生じている債務の再編から遡及して適用する必要がある。早期適用も認められる。また、非公開企業については、2012年12月15日以降に終了する年次報告期間(当該年次報告期間に含まれる四半期報告期間を含む)から適用される。早期適用も認められる。

なお、会計基準更新書第2011-01号によってTDRについて延期されていた、会計基準更新書第2010-20号「金融債権及び信用損失の引当金の信用の質に関する開示」で求められる開示も、上記の適用時期に合わせ、適用されることになる。

本ASUの全文はFASBのウェブサイトで見ることができる。

## FASB、IASBと共同で第4回目の進捗報告を公表(2011年4月)

2011年4月21日、FASBとIASBは、両者

の間のコンバージェンス作業に関する進捗報告

を公表した。この進捗報告は、2006年に公表し、2008年に更新した米国会計基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに関する両審議会間の覚書（MoU）におけるプロジェクトについて、2009年11月に公表した両者の間の共同声明を受け、その進捗状況を報告するためのものである。これまで、2010年4月、6月、11月に進捗報告が公表されており、今回は、第4回目の進捗報告となる。

今回の進捗報告では、2010年11月に優先的に取り組むことが決定された3つのMoUプロジェクト（金融商品、収益認識、リース）と保険契約に関する共同作業についての完了目標時期の延長が示された。それらのプロジェクトは、これまで2011年6月が完了目標とされてきたが、それを、2011年6月より後に延長し、2011年の後半に完了させることに重点を置くことが示されている。

また、IASB単独での基準の公表となるプロジェクトも含む、公正価値測定、連結財務諸表

（他の事業体に対する持分の開示を含む）、共同アレンジメント、その他の包括利益、退職後給付という5つのプロジェクトについて、最終基準の公表を今後数週間のうちに予定していることも示された。

また、今後公表される各基準の発効日に関して、米国会計基準とIFRSを使う企業にとって、当該基準の導入のため、十分な準備期間を与えるような発効日を設けることで合意したことも示された。

本進捗報告ではまた、FASBとIASBが2002年から行ってきたMoUプログラムの完了が近いことが説明されており、その付録のなかで、短期のコンバージェンス項目やMoUプロジェクト項目の作業の成果と現状、さらには、残りの優先コンバージェンス・プロジェクトに関する作業計画の詳細が示されている。

本進捗報告の全文は、FASBのウェブサイトで見ることができる。

## FASB、のれんの減損テストの見直しを提案する会計基準更新書案（ASU案）を公表（2011年4月）

2011年4月22日、FASBは、のれんの減損テストの見直しを提案するASU案（公開草案）「のれんの減損に関するテスト」を公表した。

のれんに関する現行の2段階の減損テストの複雑性と実施のコストを軽減するため、FASB-ASC Topic 350「無形資産—のれん及びその他の無形資産」を改訂し、2段階のテストの前に、そのようなテストが必要かどうかを定性的に評価することを認めることを提案している。

現行のTopic 350では、のれんの減損について、2段階のテストを定めている。企業はまず、のれんを含む報告単位レベルの公正価値と帳簿価額を比較し、公正価値が帳簿価額を下回っているかどうかを決定する必要がある（第1段階）。

その上で、下回っている場合には、のれんの減損が生じているかを決定し、減損金額を算定するための追加のテストを実施することになる（第2段階）。

この第1段階のテストにおいて、報告単位の公正価値を常に算定し、帳簿価額と比較するプロセスは複雑でコストがかかるとの懸念が、非公開企業の財務諸表作成者を中心に寄せられたことから、FASBは、この見直しに着手し、より費用対効果の高いのれんの減損評価の方法を定めるべく検討が行われてきた。

検討の結果、本ASU案では、現行の2段階の減損テストを実施する前に、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性がそうで

ない可能性より高いかどうか (more-likely-than-not) (すなわち、50%超の可能性があるかどうか) を定性的に評価することを企業に認めることが提案されている。報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が高いかどうかの評価に際して、企業が検討すべき事象や状況の例も示されており、この定性的評価によって、可能性が高くないと判断されれば、その後の2段階の減損テストの実施(報告単位の公正価値の算定)は不要となる。なお、この定性的評価は強制ではなく、省略して直接2段階のテストを開始することもできるとされている。

本 ASU 案は、2011 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間において実施される年次及び四半期ごとののれんの減損テストから適用することが提案されている。早期適用も認められる。当初は、非公開企業のみを対象として検討が進められていたが、公開企業にとってもこののれんの2段階の減損テストは負担であるとの意見を踏まえ、すべての企業を対象に含め、提案されている。

コメント期限は、6月6日とされていた。

本 ASU 案の詳細は、FASB のウェブサイトでご覧できる。

## FASB、ASU 第 2011-03 号を公表 (2011 年 4 月)

2011 年 4 月 29 日、FASB は、会計基準更新書 (ASU) 第 2011-03 号「買戻条件付売却契約に関する実質的支配の再検討」を公表した。本 ASU は、金融資産の譲渡人が満期前に当該資産を買い戻す権利及び義務を有する買戻条件付売却契約 (レポ取引) についての財務報告を改善するため公表された。2010 年 11 月に公表した公開草案における提案からの大きな変更はない。

一般的なレポ取引では、企業は、金融資産を、現金と交換に取引相手に移転し、一定期間後に、固定価格で同一又は同等の金融資産を返還することを取引相手と合意する。金融危機を受け、レポ取引を売却取引として処理するか、金融取引として処理するかを判定する際の、譲渡人の「実効支配 (effective control)」に関する現行の指針 (特に、担保維持に関する指針) に対して懸念が生じたことから、それを改善するため、FASB による会計基準のコード化体系 TM (FASB-ASC) Topic 860「譲渡及びサービス業務」を修正するものである。

Topic 860 では、次の規準のすべてを満たす

場合、譲渡人は「実効支配」を有していることとされ、レポ取引を金融取引として会計処理することとされていた。

- ① 買戻資産が、譲渡資産と同一か又は実質的に同一であること
- ② 譲受人の債務不履行の場合でも、譲渡人が、実質的に合意した条件で譲渡資産を買い戻すことができること
- ③ 契約が、満期前に、譲渡資産を固定価格で買い戻すものであること
- ④ 契約が、譲渡と同時に、又は、譲渡を前提に締結されていること

本 ASU では、このうち②の譲渡人の能力に関する規準を削除することとしている。この規準では、実質的に合意した条件によって譲渡人の買戻しが確実になるように、十分な担保の交換がなされているか検討することを求められており、さらに、担保交換の十分性について、譲渡資産の 98%以上の担保を受け入れているか、といった詳細な定めが設けられていた (担保維持条項)。

財務諸表利用者から、このような担保維持に



関する数値基準を伴う実質的支配の検討に対して批判が寄せられたことから、これを含む、②の規準については、譲渡人の実質的支配の決定的要因ではないとし、担保維持条項を含め、削除することとされた。

本 ASU は、2011 年 12 月 15 日以降開始する最初の四半期又は年次報告期間に生じる取引及び既存の取引の修正から、将来に向かって適用される。早期適用は認められない。

本 ASU の全文は FASB のウェブサイトで見ることができる。